

## 〔5〕保安施設設置基準

# 保安施設設置基準

広島県発注工事における円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため道路工事（道路占用工事にかかるものを含む、以下同じ）現場における標示施設、防護施設の設置及びこれら管理の取扱いを下記のとおり定める。

## （道路工事の標識等）

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点ならびに修繕、舗装工事等工事延長が長く、しかも一日の施工延長の短い場合は、当日の施工箇所の前後にも別紙様式1に示す標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りでない。なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。標識等は道路構造令に定める視距を満足する位置に設置し、交通量その他現地の状況により枚数等を定める。作業休止中で通行に支障のない場合、標識等を撤去するか又はシート等でかくすこと。

## （夜間作業又は昼夜兼行作業の標示）

2. 夜間作業又は昼夜兼行作業を行う道路工事現場においては、別紙様式1に示すとおり道路工事の標示板の直上に、表示板A型又はB型をそれぞれ標示するものとする。

## （防護施設等の設置）

3. 工事中の歩行者対策については万全の措置を講じること。又、車輛等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。

## （迂回路の標示）

4. 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする

## （色彩）

5. 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

## （施設の管理）

6. 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して修繕塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

## （安全管理）

7. 当該工事を施工する請負者及び作業員は次の事項について、特に注意し実施しなければならない。  
（1）作業開始前に作業内容についての保安上の注意、保安施設の配置、服装、機械等の点検を行うこと。  
（2）工事材料、材料器具の整理に留意すると共に車輛等に注意し、自己を危険より守る努力をしなければならない。

（3）作業員はヘルメット（保安帽）をかぶり、現道工事では安全衣（夜間は反射）を着用し、現場責任者・安全管理者等は腕章をつけること。その他作業内容によりマスク、手袋、高所作業用の滑らない履物等を着用すること。

（4）事故発生の際の車輛の通行方法、まわり道、警察、病院等の所在地その他とるべき必要な措置について予め考慮しておくこと。

（5）保安施設の設置にあたっては下記参考事項により、現場の実状を勘案の上実施すること。

参考 1 作業員の安全確保のための保安施設およびその配置については各作業種別毎に交通量その他現場作業条件を考慮に入れて決定するものとする。

2 保安施設の基準ならびのその設置参考図を別表に示す。

（6）片側交互通行を行う場合は交通整理員（交通誘導員）又は信号機をつけること。その他必要な場合は交通整理員（交通誘導員）をつけること。

## （文字の書体）

8. 書体は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2備考」に規定するところによる。

## （標示板の拡大）

9. 標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大出来るものとする。

## （交通整理員）

10. 交通整理員（交通誘導員）は現場作業責任者又は安全管理者等の指示に従い、はっきりした動作で適切な交通処理をすること。

## （工事名称の標示）

11. 工事名称の標示は一般通行人に分かり易い名称に心がけるとし、別紙を標準とする。

## （留意事項）

12. 標示施設等の設置基準の留意事項は次による。

（1）緊急を要する工事の外は美観を損なわないものであること。

（2）字は規定どおりの大きさとする。

（3）字はマジック等で粗末に書かないこと。

別表 様式1

現道工事における保安施設のうち、「工事標示板」の標準様式については、次のとおりとすること。  
 なお、看板の寸法は、縦140cm、横114cmとする。

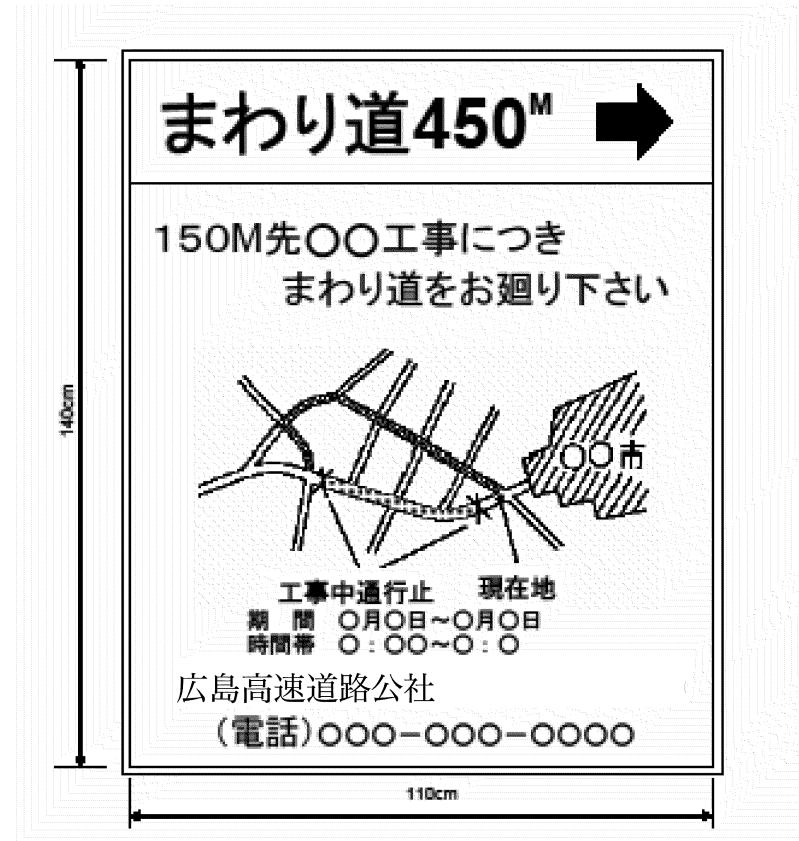


(様式備考)

色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青色に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

別表 様式2

現道工事における保安施設のうち、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとすること。  
 なお、看板の寸法は、縦140cm、横110cmとする。



(様式備考)

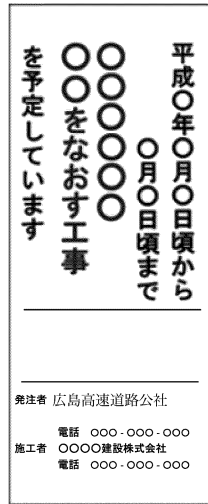
色彩は、文字については青色文字、矢印については赤色、地を白色とし「まわり道〇m⇒」の地は白色スコッチライトとする。

別表 様式3

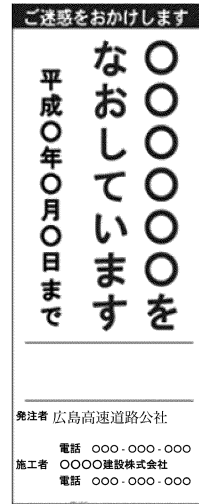
路上工事に関する情報を歩行者や工事現場周辺の住民に周知するため、工事情報看板及び工事説明看板を歩道部に設置すること。

標準様式は次のとおりとすること。

なお、看板の寸法は、縦140cm、横55cmとする。



(工事情報看板)



(工事説明看板)

(様式備考)

色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文については青字に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びび線は黒色、地を白色とする。

「工事情報看板」：路上工事の開始を事前に周知する場合に設置。

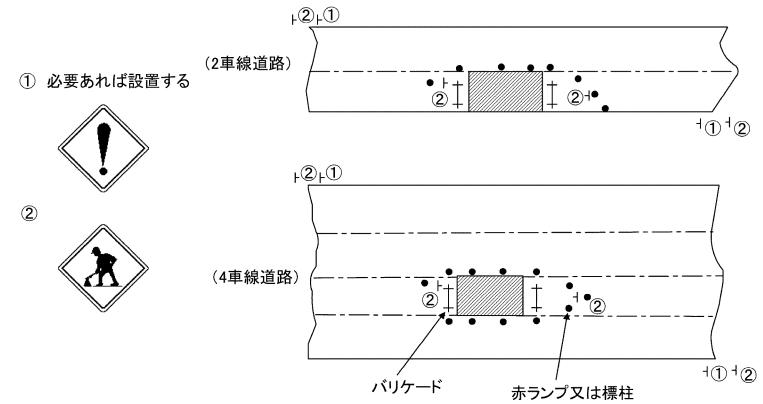
予定されている道路管理者の行う道路工事に関する情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

「工事説明看板」：現在実施している工事に関する情報を提供する場合に設置。

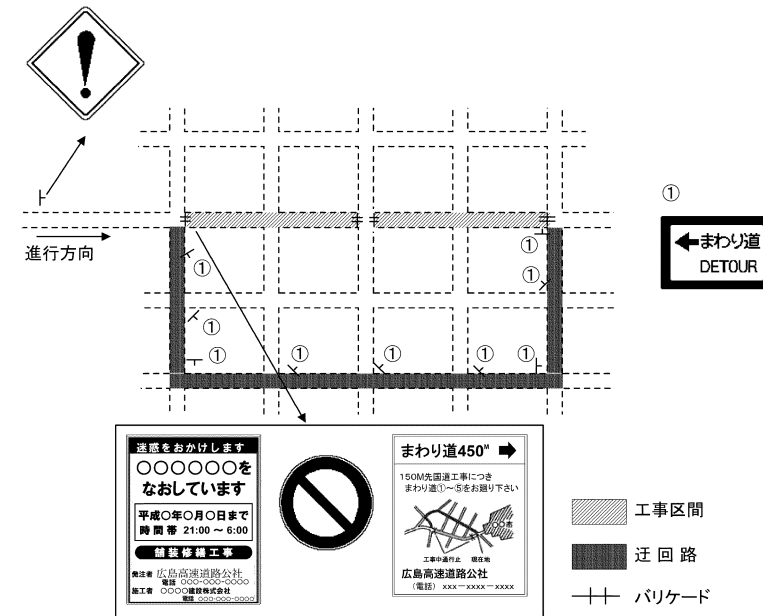
実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから見えないように設置するものとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

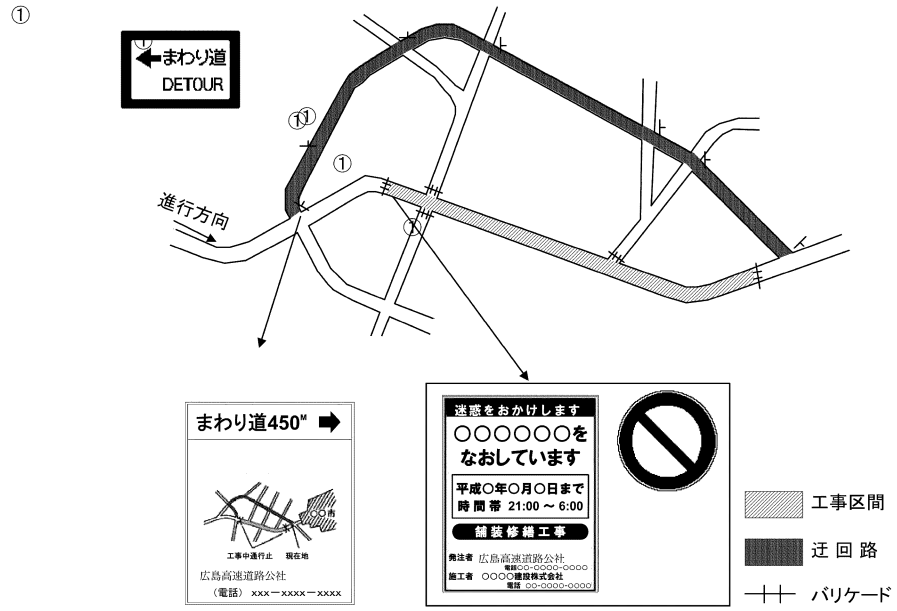


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

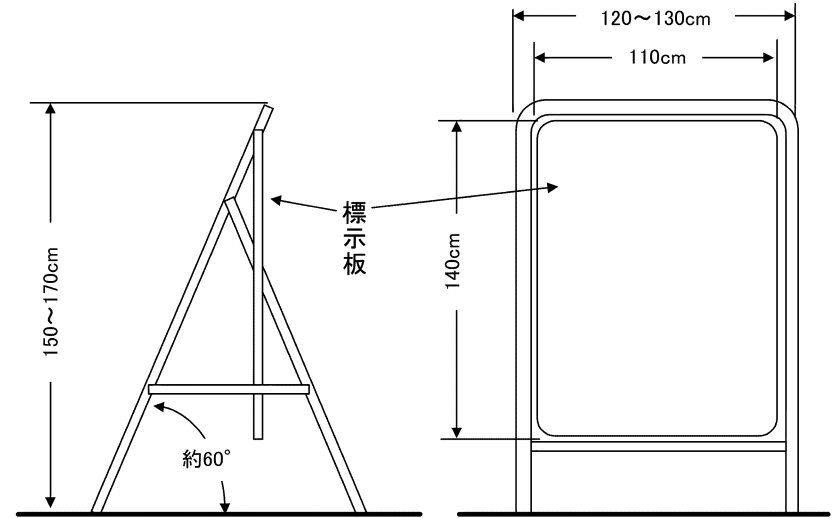
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

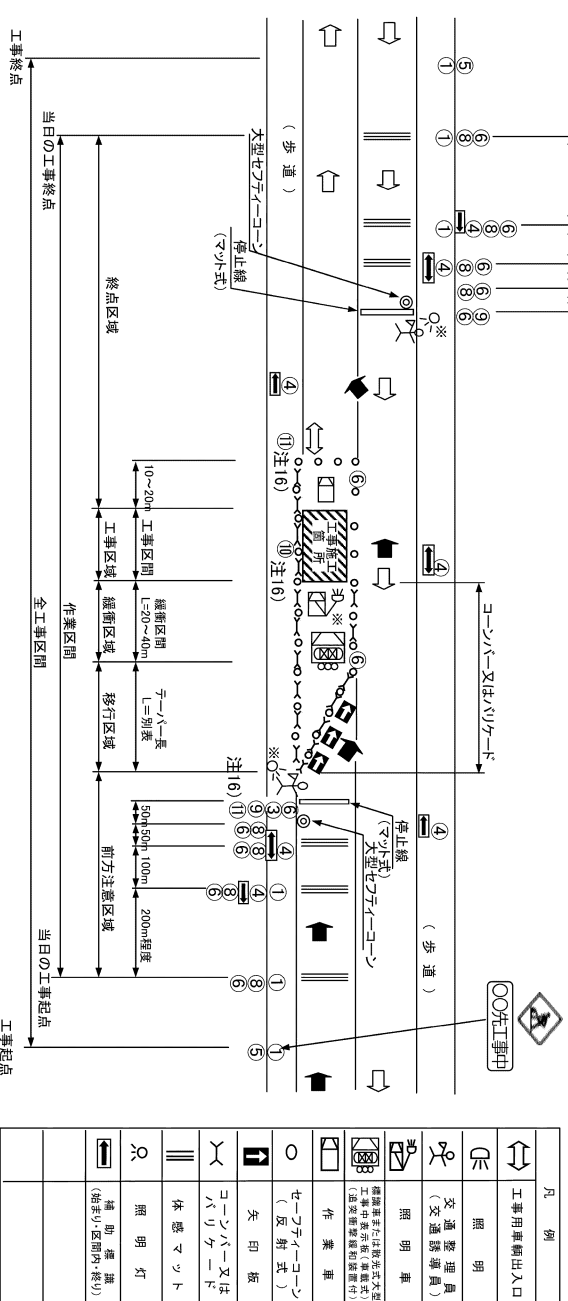


参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)  
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

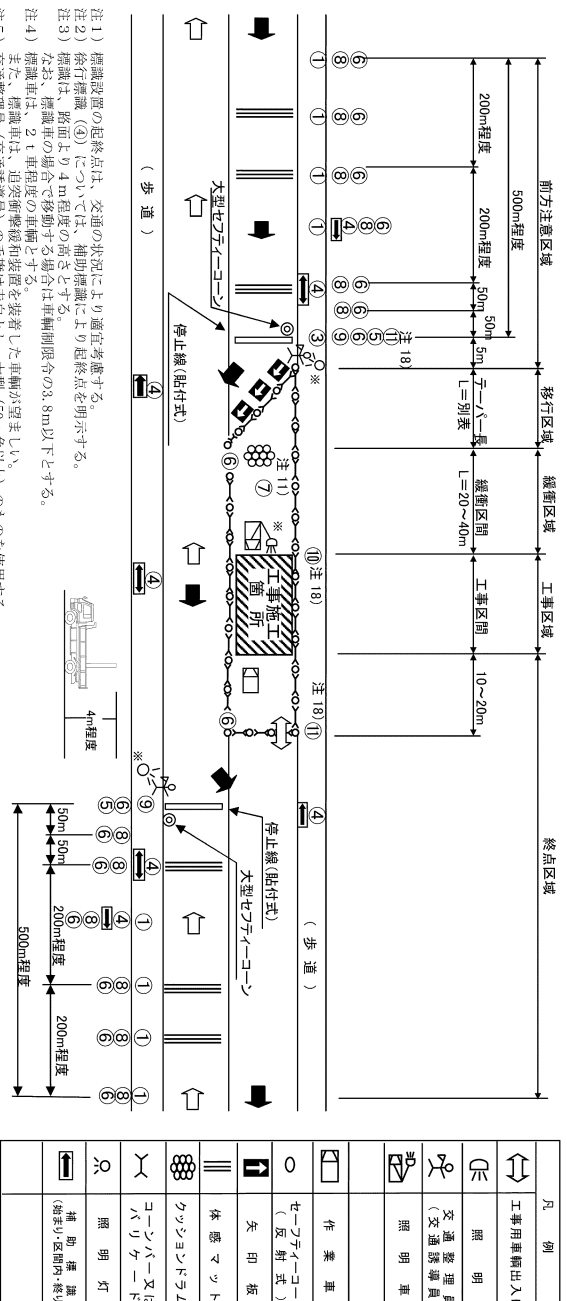


参考(4) 設置方法の一例





- 注1) 舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(⑨⑩)を配置する。
- 注2) 移行区域(⑨)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。なお、移動する場合は車輪間接合の制限3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通整理員(交通整理員)の手旗は赤白とし、大型(50m角以上)のものを使用する。
- 注6) 交通整理員(交通整理員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通整理員)には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通整理員(交通整理員)を視認しやすいうちに照明を設置する。
- 注8) 交通量の少ない路線においては、信号機設備による交通処理も可。
- 注9) 回線灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくなること。
- 注10) 回線灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注11) 夜間は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注12) 夜間は、保安灯(ストランポン灯、チェーン式を含む。)を設置する。
- 注13) 停止線は、視認しやすくなる幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注14) 工事施工箇所がトンネル内の場合には、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注15) ⑩⑪の看板設置方法は別添-2のとおりとする。

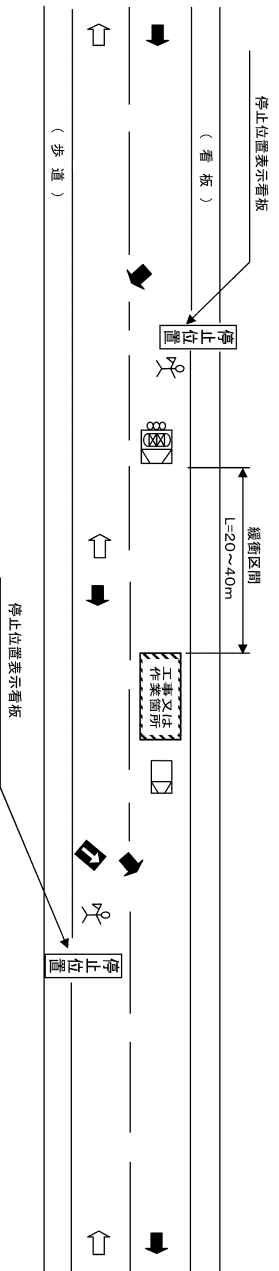


- 注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
- 注2) 移行区域(⑨)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識は、標識車の路面より4m程度の高さとする。なお、標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注4) 交通整理員(交通整理員)の手旗は赤白とし、大型(50m角以上)のものを使用する。
- 注5) 交通整理員(交通整理員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通整理員)には他の作業はさせない。
- 注6) 夜間は、交通整理員(交通整理員)を視認しやすいうちに照明を設置する。
- 注7) 交通量の少ない路線においては、信号機設備による交通処理も可。
- 注8) 回線灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくなること。
- 注9) 回線灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注10) 回線灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注11) コーン・パー又はバリケードは、標識車と協働すること。
- 注12) 体感ワット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注13) ※印は夜間作業のみ。
- 注14) 夜間は、保安灯(ストランポン灯、チェーン式を含む。)を設置する。
- 注15) 作業中においては、工事用車輛出入口部のコーン・パー・バリケードを省略しても良い。
- 注16) 停止線は、視認しやすくなる幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注17) 工事施工箇所がトンネル内の場合には、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注18) ⑩⑪の看板設置方法は別添-2のとおりとする。

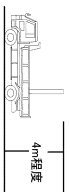
2車線一移動一極・短時間移動片側交互通行

極・短時間で規制箇所を移動する作業・工事標識及びバリアケード等の設置・撤去等

別図4



- 注1) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。
- 注2) なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
- 注3) 標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。大型(50cm角以上)のものを使用する。
- 注4) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
- 注5) 夜間作業においては、視認性の高い誘導灯(赤色)を使用する。
- 注6) また、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注7) また、交通整理員(交通誘導員)に、現場の状況等を勘察し設定する。
- 注8) 警戒標識(213)を設置する場合は、工事(又は作業)箇所から最も近い標識を最後に撤去する。
- 注9) また、撤去する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。

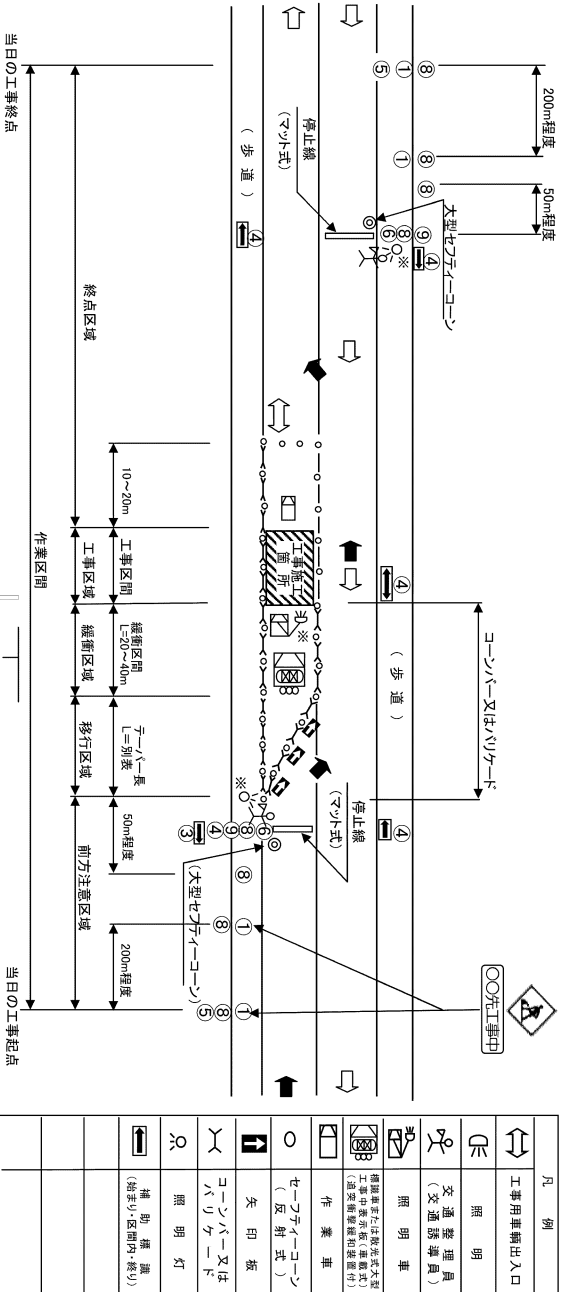


	交通整理員 (交通誘導員)
	標識車または救急式大型 工事用車両(車載式) (衝突衝撃緩和装置付)
	作業車
	停止位置表示看板 (持ち運び可能なタイプ)
	矢印板

2車線一移動一短時間移動片側交互通行

短時間で規制箇所を移動する工事・維持工事(自地・自ル・バッチング等) 標識工事・植樹管理(剪定・施肥等) 区画線工事等

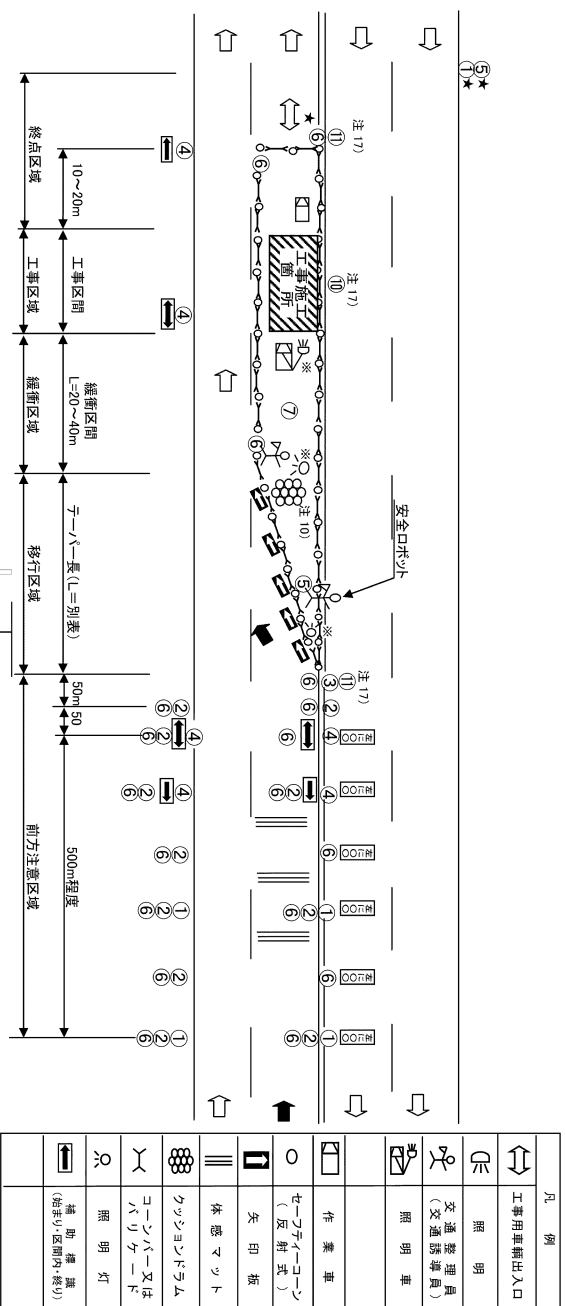
別図3



	凡例
	工事用車両出入口
	照明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照明車
	標識車または救急式大型 工事用車両(車載式) (衝突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セーフティコーン (反射式)
	矢印板
	コーンバリアード ハリケード
	照明灯
	補助標識 (端まり・区間内・横切り)

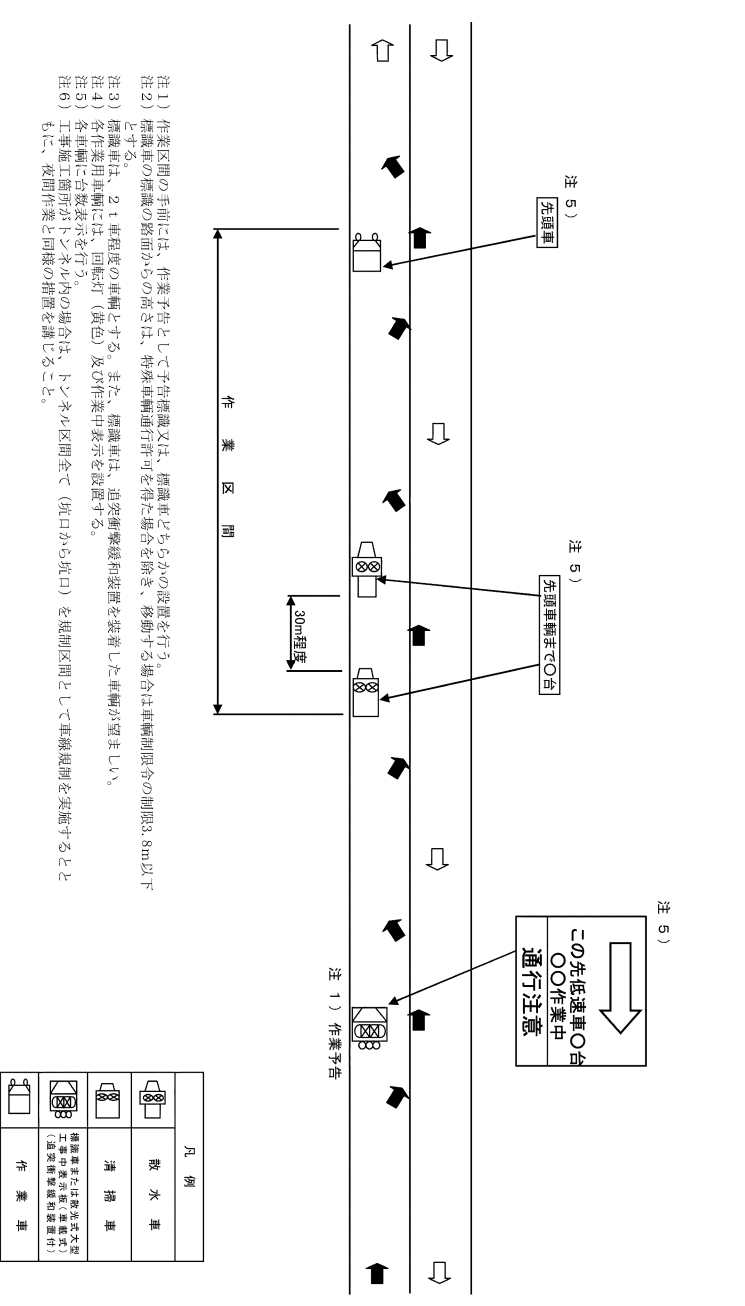
- 注1) 後行標識(⑧)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注2) 標識車の標識は路面より4m程度の高さとする。
- 注3) なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2.1車程度の車幅とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
- 注6) (夜間作業においては、視認性の高い誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注7) 交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注8) また、交通整理員(交通誘導員)に、現場の状況等を勘察し設定する。
- 注9) 警戒標識(213)を設置する場合は、工事(又は作業)箇所から最も近い標識を最後に撤去する。
- 注10) また、撤去する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。

- 注1) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注2) ※印は夜間作業のみ。
- 注3) 注10) ※印は保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置すること。
- 注4) 注11) 停止標識は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注5) 注12) 工事用車両がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(入口から出口)を規制区間として車線規制を実施すること。
- 注6) 注13) 夜間作業と同様の措置を講じること。



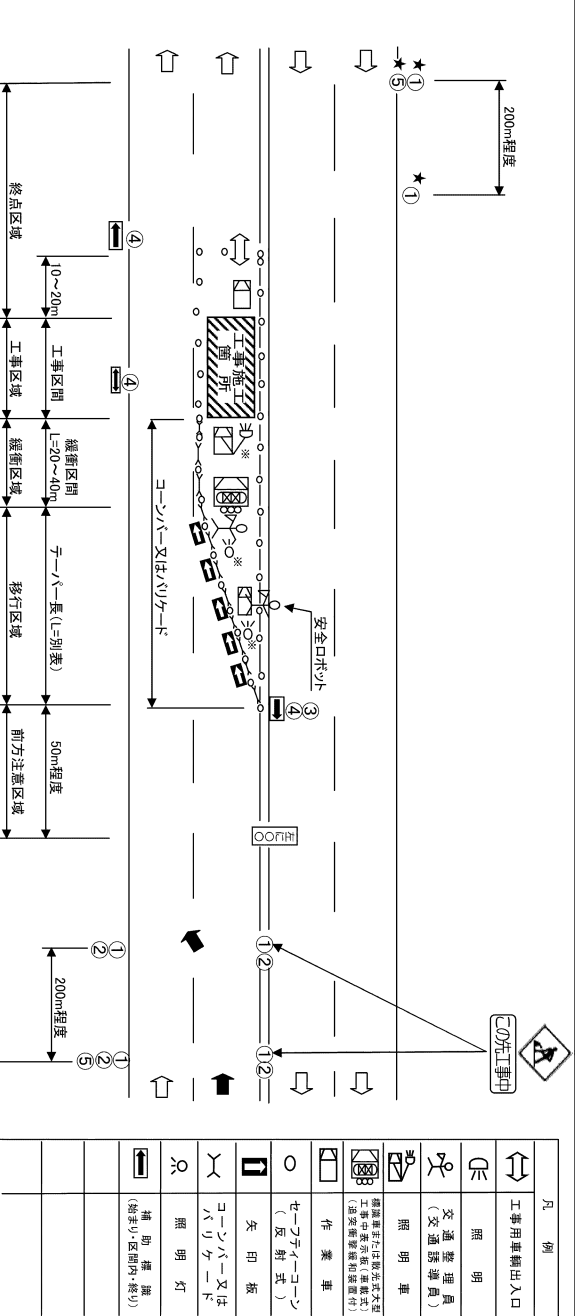
注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。  
 注2) 後行標識(⑧)については、補助標識により起終点を明示する。  
 注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。  
 注4) 標識は、標識車で移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。  
 注5) 標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。  
 注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。  
 注7) 夜間は、赤色又は黄色とし、高く視認しやすく、照明を設置する。  
 注8) 回底灯は、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。

注9) 回底灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。  
 注10) クッションドラムは、10個程度を1組として配置する。  
 (日々交通開放する場合は、標識車の上とする。)  
 注11) 体感ワット設置は、状況に応じて適宜考慮する。  
 注12) ※印は夜間作業のみ。  
 注13) 矢印は矢印無効の場合のみ。  
 注14) 夜間は、赤色灯は、工事用車両出入口部のマーク区間全て(坑口から坑口)を規制区間として設置する。  
 注15) 作業中は、ネット内の場合には、夜間作業と同様の措置を講じること。  
 注16) 工事施工箇所がトンネル内の場合には、坑口から坑口)を規制区間として設置する。  
 注17) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。



注1) 作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。  
 注2) 標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輛通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。  
 注3) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。  
 注4) 各作業用車輛には、回底灯(黄色)及び作業中表示を設置する。  
 注5) 各車輛工箇所がトンネル内の場合には、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車輛規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。





注1) 当日の工事終点 明日の工事終点 明日の工事起点

注2) 橋脚車は、路面より4m程度の高さとする。  
なお、移動する場合は車輛制限高さ8m以下とする。

注3) 橋脚車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。  
交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)

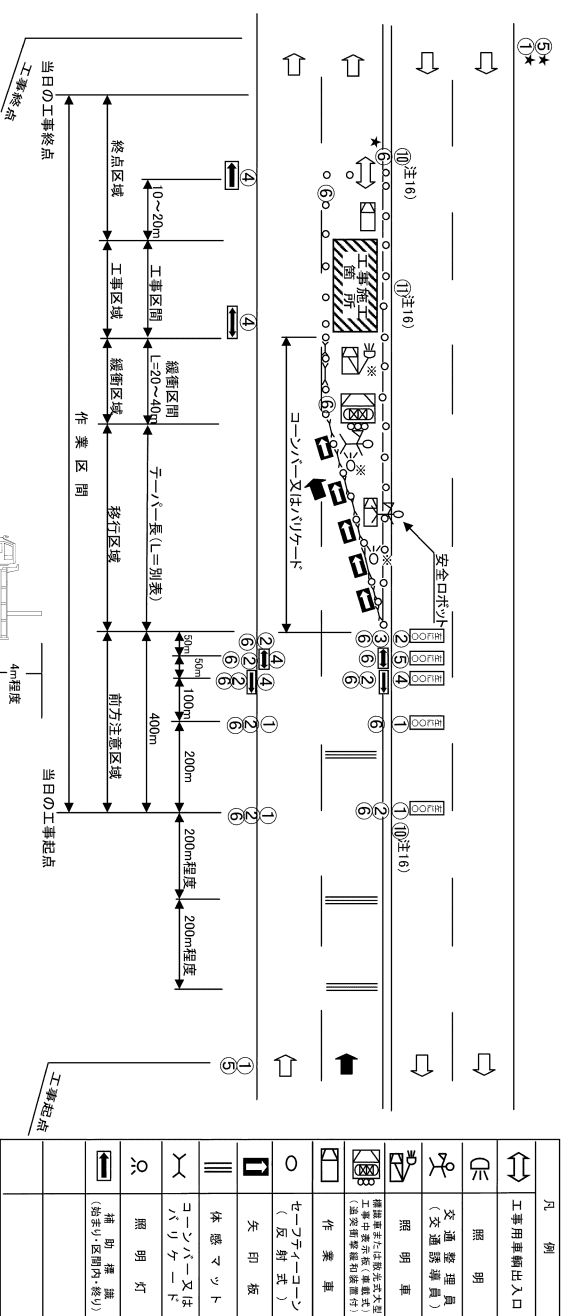
注4) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。

注5) 夜間は交通整理員(安全ロボット)を配置しやすけいように照明を設置する。

注6) 当日の工事終点 明日の工事終点 明日の工事起点

注7) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくすること。  
ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。

注8) 回転灯は夜間作業のみ。  
注9) ※印は夜間作業のみ。  
注10) ※印は中央分離帯のない場合のみ。  
注11) ※印は保安灯(スズラン灯・チェーンプ式を含む。)を設置する。  
注12) 中央帯側のセーラーコーン、保安灯は分離帯のない場合に設置する。(坑口か坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講ずること。

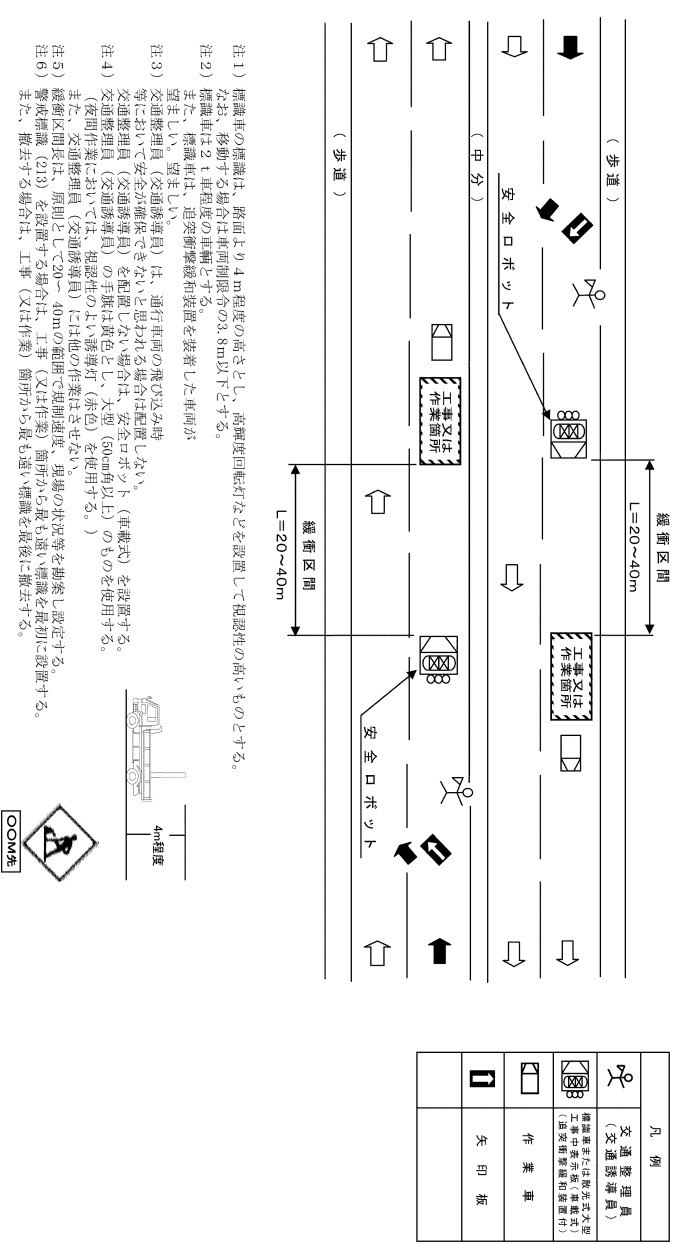
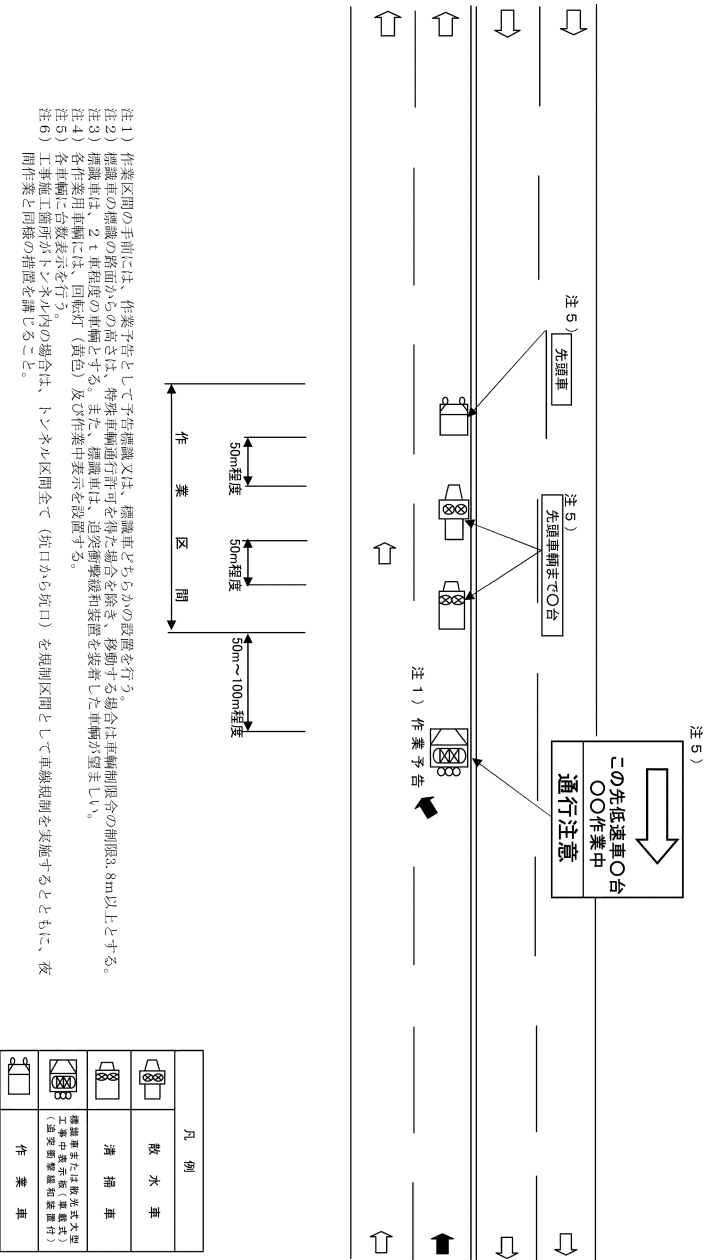


注1) 舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(⑨⑩)を配置する。  
注2) 回転灯は、補助標識より起終点を明示する。  
注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。  
なお、移動する場合は車輛制限高さ8m以下とする。  
注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。  
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。  
注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)

注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。

注7) 夜間は、交通整理員(安全ロボット)を配置しやすけいように照明を設置する。

注8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくすること。  
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。  
注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。  
注10) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。  
注11) ※印は夜間作業のみ。  
注12) ※印は中央分離帯のない場合のみ。  
注13) 夜間は、保安灯(スズラン灯・チェーンプ式を含む。)を配置する。  
注14) 中央帯側のセーラーコーン、保安灯は分離帯のない場合に設置する。(坑口か坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講ずること。  
注15) 工事施工箇所がトンネル内の場合、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講ずること。  
注16) ※印の看板設置方法については別添-2のとおりとする。





(別 表)

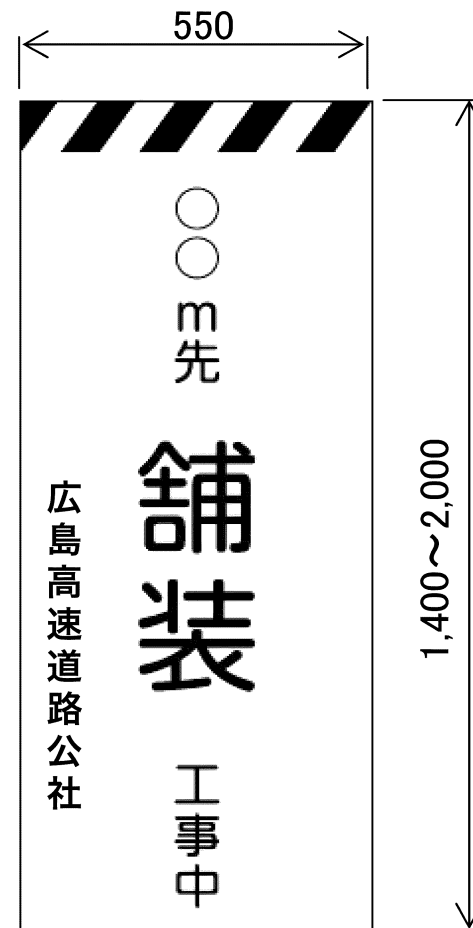
－ すりつけ長の標準値と最低基準値(1車線あたり)－

規制速度 (km/h)	概 略 区 分 道 路 区 分		標 準 値 (m)		最 低 基 準 値 (m)		
			地 方 部	都 市 部	地 方 部	都 市 部	
80	市 道 町 道 村 道	都 道 府 県 道	国 道	150	120	75	60
60				120	90	60	45
50				90	75	45	35
40				75	60	35	30
30				60	45	30	20
20				45	30	20	15
※片面交互通行の場合			30	20	15	10	

- 注1) すりつけ長は、車線規制に伴う通行車両の円滑な車線移行(ステアリング、加減速等)及び前方不注意等による突入車の減速停止区間としての役割を持っており、なるべく長くとることが望ましい。
- 注2) すりつけ長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ率」に準拠し、1車線幅員3mで計算、5mきざみで数値を丸めたもので、1車線あたりのすりつけ長を示す。従って、2車線をすりつける場合はこの2倍の値となる。
- 注3) すりつけ長は、原則的には標準値とするが、地形、交通量、規制区間前後の交差点位置、その他の状況により、これによりがたい場合は、最低基準値まで縮小できるものとする。  
なお、積雪寒冷地で路面が凍結する恐れがある場合は、極力、基準値を採用することが望ましい。
- 注4) 表中の規制速度は、当該道路に対して交安委員会が指定する最高速度とするが、これによりがたい場合は、道路交通等の実状を勘案し設定するものとする。  
特に、国道で規制速度が50km/h以下の場合は十分な配慮をするものとする。
- 注5) 片側交互通行の場合は、速度に関係なく表中の数値まで縮小することができるものとする。

別添－1

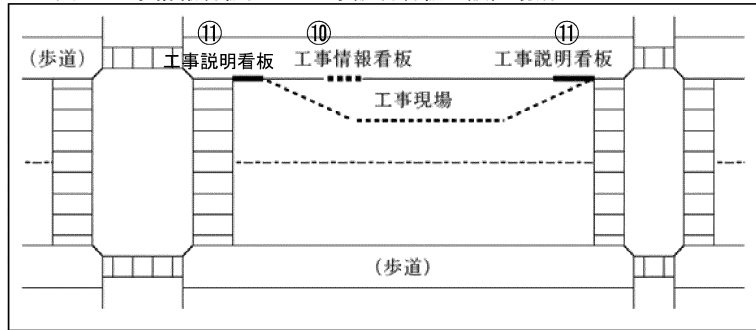
工事予告板 (補助)



別添－２

【⑩工事情報看板】【⑪工事説明看板】の設置方法について

図1 工事情報看板および工事説明看板の設置場所



【⑩工事情報看板】

予定している道路工事に関する工事情報を提供するために、道路工事を開始する1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

【⑪工事説明看板】

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

(別添－3) 工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示		
		① 工事の種類 (直轄工事・占用工事)	② 工事の内容	③ 工事実施者
道路 補修 工事	舗装工事	舗装修繕工事	舗装をなおしています	広島県
	歩道工事	歩道整備工事	歩道をなおしています(設置しています)	広島県
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類を地中化しています	広島県
	植樹工事	植樹工事	植樹の管理をしています	広島県
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています	広島県
	塗装塗替工事	塗装塗替工事	歩道橋の塗装を行っています	広島県
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	照明灯をなおしています	広島県
	道路維持工事	維持工事	維持補修を行っています	広島県
	電力	供給関連工事	電気工事	電気工事を行っています
新設(増設・取替・撤去)工事関連		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
支障移設工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
通信ケーブル関連工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
埋設物調査工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
緊急工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
機材搬出入工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
点検・補修工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
無電柱工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
舗装復旧工事		電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
N T T 等	供給関連工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	支障移設工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	通信ケーブル関連工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	埋設物調査工事	電気工事	電気工事を行っています	NTT日本
	緊急工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	機材搬出入工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	点検・補修工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	無電柱工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
	舗装復旧工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本
公衆電話BOX工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT日本	
ガ ス 等	供給関連工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	支障移設工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	埋設物調査工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	緊急工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	点検・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス

(別添-3) 工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示		
		① 工事の種類 (直轄工事・占用工事)	② 工事の内容	③ 工事実施者
水道等	供給関連工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	修繕・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	配水管工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	支障移設工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	埋設物調査工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	緊急工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	点検・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
	舗装復旧工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇〇水道局
下水道等	新設(増設・取替・撤去)工事関連	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	支障移設工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	埋設物調査工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	緊急工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	点検・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇〇下水道局

